

賃貸借契約書

公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「甲」という。）と ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、令和4年度 情報機器（PC及びプリンタ）の賃貸借契約に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条 （賃貸借物件）

甲は、乙の所有する令和4年度 情報機器の賃貸借契約（以下「物件」という。明細は別紙のとおり）を、乙から借り受けるものとし、特記仕様書により業務を遂行するものとする。

第2条 （賃貸借期間）

賃貸借の期間は、令和5年3月 日から令和10年 月 日までの60ヶ月とする。

第3条 （賃貸借料及び支払方法）

1 物件の賃貸借料は、月額 円（うち賃貸借分 円、消費税 円）とする。ただし、税率が改正された場合は経過措置等に従うものとする。

2 履行期間に、1か月未満の端数が生じたときは、前項に規定する賃借料は1か月を30日として日割り計算により算定した額とする。

3 乙は月額の賃貸借料をその使用月の末日までに所定の手続に従って甲に請求し、甲は支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

第4条 （物件の設置場所）

物件の設置場所は、群馬県前橋市大渡町一丁目10番地の7及び群馬県前橋市大渡町一丁目9番地の1公益財団法人群馬県建設技術センター内とする。

第5条 （物件の使用・管理）

1 甲は、物件を本来の用法に従い常に善良な管理者の注意を持って管理し、使用するものとする。

2 甲は、天災地変その他自己の責に帰し難い理由により物件を滅失または損傷した場合は、その損害の賠償については甲が負担するものとする。

第6条 （契約の解除）

1 甲は、契約期間中であっても物件が不必要になった場合は、いつでもこの契約を解除することができる。ただし、甲は解除によって乙に生じた損害額（賃貸借料の残額）を乙に支払うものとする。

2 甲又は乙は、天災地変その他不可抗力により物件が使用不能となり、かつ、回復が不可能となった場合は、直ちに相手方に通知し、同時にこの契約を解除することができるものとする。

3 前項によりこの契約が解除された場合、その損害賠償については甲が負担するものとする。

第7条 （物件の瑕疵）

物件に瑕疵が発見された場合、甲は丙にこれを補修させ又は良品と交換させるものとし、乙は物件の瑕疵についてその責任・負担を負わないものとする。

第8条 (秘密保持)

乙は、この契約上知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第9条 (履行遅滞の場合における延滞金)

甲は、乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内にその履行を完了することができない場合において、契約の履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金又は遅延利息を徴収して、当該履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金又は遅延利息は、この契約の締結の日における群馬県財務規則第204条第2項に規定する違約金の額とする。

第10条 (契約違反)

1 甲、乙は、相手方がこの契約に定めた事項を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、なお履行の意志がないと認められた時には、第6条の規程にかかわらず、文書により契約を解除することができるものとする。

2 甲、乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害が生じたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

第11条 (特約条項)

1 甲は、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、甲の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除するものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じた時は、甲にその損害の賠償（賃貸借料の残額）を請求することができる。

第12条 (疑義の決定)

この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、円満に解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月 日

甲 前橋市大渡町一丁目10番地の7
公益財団法人群馬県建設技術センター
理事長 岩下 勝則

乙

〇〇 〇〇